

# 「地域における多文化共生推進プラン」 (H18(2006).3.27) の概要

## 1. プラン策定の背景・目的

- 「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」を地域の国際化を推進する柱とし、地域の国際化を一層推し進めていく必要。
- 都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、同プランを策定。(2006.3.27総務省通知)

## 2. 地方自治体の指針・計画において記述すべき施策

### ① コミュニケーション支援

#### 地域における情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

#### 日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

### ② 生活支援

#### 居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

#### 教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

#### 労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

#### 医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

#### 防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け 等

### ③ 多文化共生の地域づくり

#### 地域社会に対する意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

#### 外国人住民の自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

### 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 地方自治体の体制整備

多文化共生所管課を中心として、分野ごとに所管省庁の施策を踏まえた各部局の連携を図り、施策を推進

#### 地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

【指針・計画の策定状況】 都道府県98% 指定都市100% 市区町村45% (H31.4現在)